

令和8年2月

お客さま 各位

いちい信用金庫

「定期預金共通規定」、「定期積金（スーパー積金）規定」および「通知預金規定」の一部改正のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当金庫は、令和8年4月1日より標記の規定を下記のとおり一部改正させていただきますのでご案内申し上げます。

記
1 改正日

令和8年4月1日

2 改正内容
(1) 定期預金共通規定

(下線部が改正箇所です)

改正後	改正前
定期預金共通規定	定期預金共通規定
1. ~2. (略不変)	1. ~2. (略)
3. (預金の解約、書換継続) (1) ~ (2) (略不変) (3) この預金の全部または一部（一部は期日指定定期預金に限る。）を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。	3. (預金の解約、書換継続) (1) ~ (2) (略) (3) この預金の全部または一部（一部は期日指定定期預金に限る。）を解約または書替継続するときは、 <u>証書の受取欄に</u> または <u>期日指定定期預金の一部および通帳については当金庫所定の払戻請求書</u> に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。
(4) ~ (5) (略不変)	(4) ~ (5) (略)
4. ~7. (略不変)	4. ~7. (略)
8. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) (略不変) (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複	8. (保険事故発生時における預金者からの相殺) (1) (略) (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。 ① 相殺通知は書面によるものとし、複

<p>数の借入金等の債務がある場合には、<u>充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、証書（通帳）</u>とともに直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下省略）</p> <p style="text-align: center;">（令和 8 年 4 月 1 日 現在）</p>	<p>数の借入金等の債務がある場合には、<u>充当の順序方法を指定のうえ、預金証書の受取欄または当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、預金証書または通帳</u>とともに直ちに当金庫に提出してください。</p> <p>ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。</p> <p style="text-align: center;">（以下省略）</p> <p style="text-align: center;">（令和 2 年 4 月 1 日 現在）</p>
---	---

（2）定期積金（スーパー積金）規定

（下線部が改正箇所です）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">定期積金（スーパー積金）規定</p> <p>1. ～8. （略不変）</p> <p>9.（解約）</p> <p>（1）～（2）（略不変）</p> <p>（3）この積金を解約するときは、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ証書または通帳</u>とともに当店に提出してください。</p> <p>（4）～（5）（略不変）</p> <p>（6）前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印して証書（通帳）</u>とともに当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を</p>	<p style="text-align: center;">定期積金（スーパー積金）規定</p> <p>1. ～8. （略）</p> <p>9.（解約）</p> <p>（1）～（2）（略）</p> <p>（3）この積金を解約するときは、<u>証書の受取欄（通帳については所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印のうえ証書または通帳</u>とともに当店に提出してください。</p> <p>（4）～（5）（略）</p> <p>（6）前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、<u>所定の受取欄（当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により、記名押印して（この通帳とともに）</u>当店に提出してください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提</p>

<p>求めることがあります。</p> <p>10. ～13. (略不変)</p> <p>14. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</p> <p>(1) (略不変)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ、証書(通帳)とともに通知と同時に当金庫に提出してください。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(令和8年4月1日 現在)</p>	<p>出または保証人を求めることがあります。</p> <p>10. ～13. (略)</p> <p>14. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、つぎの手続きによるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。証書の受取欄(通帳については所定の払戻請求書)に届出の印章により記名押印のうえ、証書または通帳とともに通知と同時に当金庫に提出してください。</p> <p>(以下省略)</p> <p>(令和2年4月1日 現在)</p>
---	--

(3) 通知預金規定

(下線部が改正箇所です)

改正後	改正前
<p>通知預金規定</p> <p>1. ～5. (略不変)</p> <p>6. (預金の解約)</p> <p>(1) この預金を解約するときは、<u>当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、証書(通帳)とともに当店に提出してください。</u></p> <p>(1) の2～(2) (略不変)</p>	<p>通知預金規定</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. (預金の解約)</p> <p>(1) この預金を解約するときは、<u>証書については証書の受取欄に記名押印し、(通帳については届出印を押印した当金庫所定の払戻請求書を通帳とともに)提出してください。</u></p> <p>(1) の2～(2) (略)</p>

<p>7. ～ 10. (略不変)</p> <p>11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) (略不変)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。<u>証書(通帳)は届出印を押印した払戻請求書とともに、通知と同時に当金庫に提出してください。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p>(令和8年4月1日 現在)</p>	<p>7. ～10. (略)</p> <p>11. (保険事故発生時における預金者からの相殺)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとします。<u>預金証書は届出印を押印して(通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに)通知と同時に当金庫に提出してください。</u></p> <p>(以下省略)</p> <p>(令和2年4月1日 現在)</p>
--	---

【お問い合わせ先】

業務部 電話番号 0120-114-965

受付時間 平日 9:00～17:00